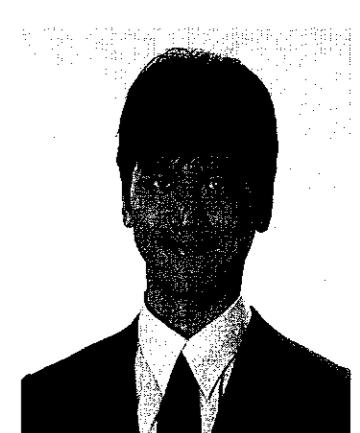


相続の知識を
知っているのといないので大違い

相続遺言の現場から



司法書士／山田 哲
一般社団法人いきいきライフ協
会・司法書士事務所オーシャン

相続される側が認知症！

私たちの事務所では毎月30件を超える方から、様々なケースの依頼をいただいております。ご依頼者の多くは、不動産の評価額と預貯金の残高を合わせて遺産総額が2000万から3000万円前後の方が最も多く、中には相続税の申告が必要な方からもご相談を承っております。

この中でも、最近非常に多くなってきているのが、「認知症」の方が相続人の中にいらっしゃるケースです。認知症の方が、相続人にいらっしゃる場合、その方が正しい判断能力を持ち得ない訳ですから、その認知症の方にとつて不利益にならないように法的な手続きが必要となります。

ばばらない。

費用と時間については、ごもつともです。しかし、なぜ修さんは、法定相続分の通りに半分がキヨさんの名義となることに難色を示したのでしょうか？ 実は修さんは、お母様の老い支度についていろいろと考えていたのです。それはこの大田区の自宅を売却して、そのお金でキヨさんの実家がある静岡県の下田市に引っ越しをする準備を進めていたのです。修さん自身も、子どものころから長期の休みごとに下田市を訪れており、またキヨさんも認知症になのが任意後見契約です。誰を後見人にするかを自由に決めることができます。これに対しても、将来、判断能力が衰えた時にあらかじめ結んでおくものが任意後見契約です。誰を後

成年後見制度を知ろう

- ①法定後見と任意後見の違いは？
- 将来、判断能力が衰えた時にあらかじめ結んでおくものが法定後見です。法定後見の場合、必ずしも希望した人が後見になるわけではありません。
- ②後見人の役割とは？

る前は、老後は下田で穏やかに過ごしたいと話していたのを聞いていました。修さんは親孝行の気持ちでいろいろと用意をしていました。こうした思惑で、修さんはすでに下田市の実家近くの霊園を購入していました。修さんは、単独の名義でこれらの準備もすべて無駄になってしまいます。成年後見制度によつて、お母様の相続分が守られる反面、身内であつても勝手に動かすことがあります。

そして、9月ようやく修さんとキヨさん親子は、キヨさんの実家がある静岡県の下田市に引っ越しをする事が出来ました。

「これでやっと、穏やかに暮らすことができる事になりますよ」胸のつかえがとれたような声で、修さんはおっしゃいました。

問題を未然に防ぐ方法論

きる方法です。今回では、お父様が自宅の不動産は修さんに相続されると公正証書遺言で作成すれば、問題なく手続きを進めることができます。修さんは修さんと二人三脚で家庭裁判所への手続きを進め、半年ほどの期間が掛かりましたが、不動産の名義変更も、相続した不動産の売却も無事に完了することができました。

そして、叔父さんの遺産分割におけるトラブル

私たちのお手伝いには、遺産相続のトラブルに関するものもいくつあります。もちろん、弁護士と司法書士・行政書士の役割も職務領域も違うので、お手伝いの内容も異なりますが、最近では左記のようなトラブルも多くなっています。

先日、千田卓也さん（仮名・66歳）から、こんなご相談をいただきました。

その相続人で大阪市に住んでいる他の相続人（千田哲郎さん・61歳）から、突然お手紙が届きました。内容を読んでみると、叔父には子

の中から、認知症と相続、ひいては古い支度の問題が絡んで大変であつたケースをご紹介いたします。

不動産の名義変更と認知症

「亡くなられた父名義の不動産の名義を変更したい」

東京都在住の田中修さん（仮名・65歳）が、当事務所にご相談に見えました。

今年の1月末にお父様が88歳でお亡くなりになられたこと、大田区にお父様名義のご自宅（30坪）があること、お母様の田中キヨさん（仮名・86歳）は、ご病気による重度の認知症を発症していることを、やや疲れの伺える表情で修さんは語ってくれました。

お母様のキヨさんは、長年にわたり教壇に立たれていたそうですが、現在は自分の意見や意思を表現することが出来ない状態だとうことです。

修さんは不動産の名義変更を望んでいますが、残念ながら、現状のままでは遺産分割を進めることが出来ないからです。そうかといって、子どもであつても、法律は勝手にキヨさんの実印を押して遺産分割を進めることを許してはくれません。

このため、キヨさんについて成年後見を選任してから遺産分割協議を行う手続きを提案しました。修さんは、この手続きの説明を聞くなり、難色を示されました。それには3つの理由がありました。

「そんな手続きを踏まなくてはいけないですか。もつとスムーズに進められないのですかね」修さんが難色を示された理由は、左記のとおりです。

①費用が掛かる
成年後見の申立ての手続きをするにあたって、およそ10～15万円ほどの費用が掛かつてしまふ。

②時間が掛かる
ご自宅の名義変更の手続きに取り掛かるまでに3～4ヶ月掛かってしまう。

③遺産分割が制約される
後見制度がキヨさんの権利を守る主旨であるため、ご自宅の名義を修さんとキヨさんで法定相続分の通りに2分の1ずつとしなけれ

ばれません。

「そんな手続きを踏まなくてはいけないのですか。もつとスムーズに進められないのですかね」修さんが難色を示された理由は、左記のとおりです。

①費用が掛かる
成年後見の申立ての手続きをするにあたって、およそ10～15万円ほどの費用が掛かつてしまふ。



特集 間近に迫る相続税法の改正
争続にしないために知っておきたい相続の知識

エミさんが亡くなられて、この遺産相続で困っているとの事でした。なんでも、お母様のエミさんが不動産を単独で相続する際に、遺産相続で兄弟3人がもめないよう遺言書を書いておいて欲しいとの透さんからお母様へお願いしたことがあったそうなのですが、結果、お母様が前向きに検討してはくれず、進まなかつたそうです。

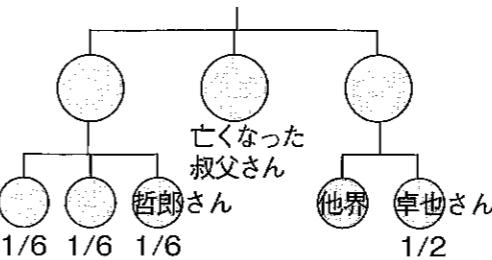
「遺産相続は勝手に決まらないでどうにかなるわよ。10万円も15

万円もかけて、公正証書で遺言をつくるなんて大げさよ」

その当時、お母様は兄弟で話し合ってなんとかまとまるでしょ、といつた認識であったようですが、現実は、お母様がお父様から引き継いだ預貯金が600万円、それと自宅不動産が35坪で固定資産評価額が1800百万円との事でした。

今回、透さんが困っているのは、この総額で2400万の遺産を透さんの妹の貴子さん(55歳・仮名)が法定相続で3分割して欲しいと言つて来ているところです。

透さんの住んでいる自宅は確



卓也さんが気になつて相談に来られた理由としては、それが銀行預金の解約届であつたにも関わらず、金額の欄が空欄で口座にいくらの残高があるのか分からぬ。そんな状況のまま、押印してしまつて良いものかどうか? 判断がつかないので、アドバイスが欲しいというものでした。

実際に、卓也さんから事情をお伺いさせていただくと、おかしな点が散見しておりました。

「弁護士に手続きは依頼している

叔父さんの貯金額が違つた!

相続人の方からのご依頼であれば、行政書士の業務を通じて、相続財産を調べ上げることが出来るのですが、調べてみてビックリ!なんと、叔父さんの預金総額は6千万近くにのぼりました。これを知った卓也さんは、財産を隠して多く相続しようとした哲郎さん

に対する事になりました。調停はすぐに対して激怒。最終的には、哲郎さんを懲らしめなくては気がすまないということで、調停の申立てをする事になりました。調停はすり、卓也さんの遺産相続は3千万近い現金を受け取つて終了しました。

下沢透さん(58歳・仮名)は、不動産の遺産分割をどうする?

最後に、ご紹介させていただく事例は遺産分割がまとまらず、調停になつてしまつた事案についてです。

5年前に、お父様がお亡くなりになり、その際は自宅の名義をお母様のエミさんに変更し、今回、妹の貴子さんは自身で将来に不安があり、少しでも多く現金を欲しこういうのが貴子さんの意向で遺産相続についてご家族で話し合つておく必要があると思ひます。

■司法書士事務所オーシャン・一般社団法人いきいきライフ協会
☎ 045-620-6600
横浜市西区高島2丁目14-17クレアーツ横浜ビル5階

で、その兄弟の子ども、つまり甥姪にあたる私たち4人が相続人となるので、同封の届出に実印を押し返して欲しい。叔父さんの預金は2千万前後なので、相続人の4人で4等分しようとのことでした。

ふつうは、こうした相続手続きは行政書士か司法書士が扱いませんので、弁護士が依頼を受けた場合は、代理人として各相続人に通知がいくはずですが、こうした連絡も届かない。

「法律に沿つて公平に相続人4人で4等分して進めます」法律に沿つて、法定相続通りに分けるとすると、4等分にはならず左上の図のようになるはずで、これもおかしい。

こうした事もあって、最終的には哲郎さんの話は信じられないという事で、卓也さんはこちらに財産調査の依頼をされました。

事前にできる老い支度



*葬儀費や医療費の清算も遺言に記載することができます。
*遺言執行者をつけておくと確実です。

死

約束した内容に基づいて葬儀や事務手続きが進む

遺言に沿つた遺産分割が進む